

国税だより（令和6年6月発行分）

○ 税務職員採用試験受験者募集

人事院九州事務局と熊本国税局では、税務職員採用試験（高卒程度）の受験者を募集します。税務職員採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校に入校し、1年間、税務職員として必要な専門知識を修得するための研修を受けることになっています。

その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

申込受付期間は令和6年6月14日（金）から6月26日（水）となっています。受験資格等及び受験申込の詳細は、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAVI）をご覧ください。次のところへお問い合わせください。

- 1 人事院九州事務局（電話092-431-7733）
- 2 熊本国税局人事第二課試験研修係（電話096-354-6171 内線6046）

○ 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）をお忘れなく

予定納税とは、令和5年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上となる方について、その年の「所得税及び復興特別所得税」の一部をあらかじめ納付する制度であり、令和6年分の予定納税では、定額減税に係る特別控除として本人分に係る3万円が控除されます。

令和6年分の「所得税及び復興特別所得税」の予定納税（第1期分）の納期限は、令和6年9月30日（月）です。納付については、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、是非ご利用ください。

定額減税特設サイト	振替納税について
	

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルにお尋ねください。
国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ！

国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」0570-00-5901（全国一律料金）をご利用ください。

受付時間は、平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）です。

なお、書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボット、タックスアンサー及び電話相談センターによる解決が困難な相談については、税務署で面接にて相談を受け付けています。

税務署でのご相談は、事前予約が必要ですので、所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります）。



国税に関するご相談は、
国税相談専用ナビダイヤルへ！
吉 0570-00-5901

国税だより（令和6年6月発行分）

○ 「タックスアンサー（よくある税の質問）」のご利用方法等について

国税庁ホームページの「タックスアンサー（よくある税の質問）」コーナーでは、よくある税のご質問に対する回答を調べることができます。

また、キーワードや分野等から検索もできますので、是非ご利用ください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル



○ キャッシュレス納付のご案内

国税庁では、納税環境の向上のため、多様な納税手続をご提供させていただいておりますが、納税者の皆さまの利便性向上のためにも、ご自宅で納税手続が完結するキャッシュレス納付のご利用をお薦めしております。

この機会に、是非、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。

納税手続	概要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないよう、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口での納税以外の多様な納税手続をご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) 又は **国税庁** で **検索** をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

国税だより（令和6年6月発行分）

○ 契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税が掛かるものがあります。

印紙税が掛かる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税の掛かる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税が掛かるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

- 1 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
- 2 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税が掛かる場合があります。
- 3 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税が掛かります。
- 4 レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税が掛かります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧ください。個別のご相談は最寄りの税務署へお尋ねください。

◇ パソコン及びスマホから ([https:// www. nta. go. jp/ taxes/ shiraberu/ zeimokubetsu/ inshi. htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm))

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



○ 「定額減税」特設サイトについて

令和6年度税制改正により、令和6年分所得税について定額減税が実施されます。

給与等に係る定額減税は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際に定額減税を行うこととなります。制度の詳細につきましては、国税庁ホームページの「[定額減税特設サイト](#)」をご覧ください。

◇ 定額減税特設サイト

パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzenzei/index.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

